

# 税務調査は怖くない!

最終回

## 「書面添付制度」の活用

申告書の信頼度を高める

本連載では、第1回から第5回まで税目別の税務調査について解説してきました。税務調査の概要について、だいたいのイメージはつかんでいただけたと思います。それでも税務調査を回避できるなら、それに越したことはありません。

そこで最終回となる今回は、「書面添付制度」の活用について説明したいと思います。

書面添付制度とは、税理士法33条の2に規定する計算事項など（税理士が税務申告書をどのような資料を基に、どのようなことに注意し、どのように作成したかなど）を記載した書面を税務申告書に添付することによって、税務申告書の信用を高める

### 書面添付制度を利用した場合

税務調査の前に税理士だけが税務署に呼ばれる。税務署側の疑問が解消されれば、税務調査に至らないケースも。



意見聴取の段階で、税務署側の疑義が解消すれば、税務調査に至らないケースもあります。

また、仮に意見聴取における質疑などに起因して、修正申告書を提出した場合には、過少申告加算税は賦課しないこととされています。

そして、何より税理士が書面添付をするということは、ある意味「お墨付き」を与えることとなります。そのため、納税者と税理士の間で確認・検討する

税理士のお墨付きの意味も

る制度です。

つまり、税務申告書の品質保証書のようなものです。添付する書面の様式は財務省令で定められていますので、適当な用紙に書けばいいということではありません。

事項も多くなります。特に相続分野においては、親族の預金や生前贈与など深く聞き取りをしなければならぬ部分も出てきます。

税務や会計にグレーな部分はずきものですが、それについても慎重に検討し、明朗な処理を行っていくことで、より精度が高く、かつ、納税者の理解が深まる申告書が完成することになります。

書面添付をすれば必ず税務調査が省略されるというものではありませんが、意識をより高く持って税務申告書を提出したいという人には、書面添付制度はおすすめの方法です。

解説

税理士法人  
根本税理士事務所  
(東京都江戸川区)  
根本淳一代表



プロフィール ● 東京都江戸川区出身。同区の事務所本社、千葉県市川市の支社において不動産税務、相続税を専門に取り扱う。不動産オーナーや地主のクライアントが多く、資産を減らすことなく次世代に承継する支援を行っている。